

障害者の地域生活支援機能の強化について (国における地域生活支援拠点等の整備事業) 検討状況

令和3年11月11日の福祉保健常任委員会において、本件について報告したが、その後、専門家会議を始め障害者団体や当事者、事業者等から意見等を伺いながら検討を進め、今般検討状況としてとりまとめたため、次のとおり報告する。

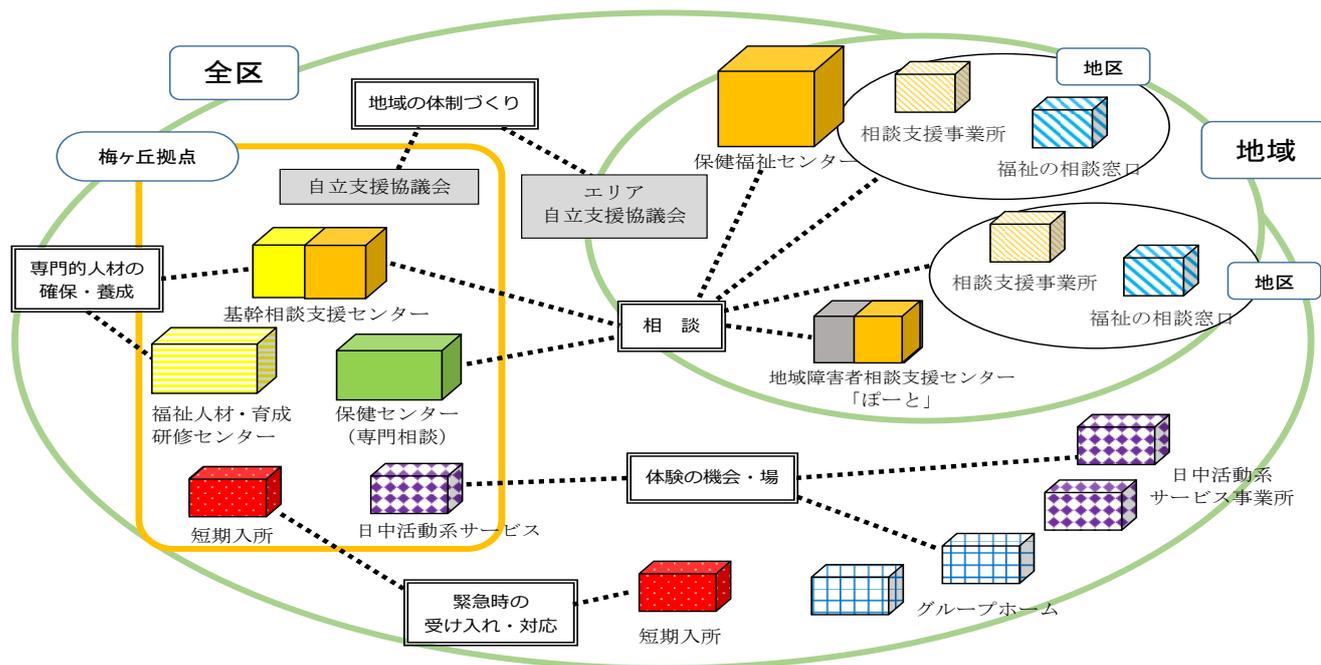
1 主旨

- ・障害者の高齢化・重度化、親なき後の生活の安心を見据え、障害者や障害児の地域生活への移行や地域生活の継続を推進し、障害者や障害児が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるための地域生活支援機能の強化が必要となっている。
- ・障害当事者や家族、障害者団体等の意見等からも、緊急時の相談支援や受入対応等の体制を構築することが求められており、事業所等の負担軽減も必要となっていることから、世田谷区の地域特性にあった支援機能の強化を目指していく。

2 支援機能の考え方

- ・支援機能の仕組みの構築にあたっては、基幹相談支援センターや地域障害者相談支援センターぽーと（以下「ぽーと」という。）、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、区等がネットワークを図り、重層的な支援体制を形成する面的整備型による整備を目指すこととする。
- ・機能の確保にあたっては、地域単位での確保を基本としながら、障害の種別や専門性等に応じて、全区的にカバーする場合も含めて検討する。

世田谷区における障害者の地域生活支援機能（面的整備イメージ）



3 優先して確保すべき機能(令和4年度 of 取組み)

- ・喫緊の課題である「相談対応、緊急時の受入・対応、地域の体制づくり」の3機能について、今後定める重点地域において試行しながら、優先して整備を行っていく。

(1) 相談対応

- ・相談機能については、相談支援機関が、緊急対応が必要な場合を含めて対応できるよう、関係機関や事業所等につなげる体制を構築するとともに、緊急受入施設や相談先とのコーディネートを行う「(仮称) 緊急時対応センター (以下「センター」という。)」を設置する。

(2) 緊急時の受入対応

- ・家族等からの依頼に応じ、必要時の随時受入を可能とする短期入所施設の空床や支援者を確保するため、緊急短期入所施設と連携を図りながら、施設への移動が困難な障害者に対する介護タクシーの手配や、施設の事情により受け入れが困難な障害者への在宅(自宅)で介護等のケアを行う「(仮称) 専門サポーター」の派遣の仕組みを構築する。

(3) 地域の体制づくり

- ・地域のぽーと会議の取り組みなどを参考に、福祉団体の関係者や地域住民を含めた参加者の拡充や機能を担う事業所による新たな連絡会等の設置について検討していく。

4 重点地域の選定

- ・拠点の各機能の確保にあたっては、地域単位を基本とすることから、各地域において機能の整備を進めていくが、高度で専門性が高い相談への対応や短期入所施設の手配など地域を超えて対応することが必要となる場合も想定される。
- ・緊急時に円滑に対応するため、仕組みづくりの検討にあたっては、重点的に取り組む地域(以下「重点地域」という。)を今後選定し、令和4年度より重点地域を中心に試行錯誤を重ね、そこで培ったノウハウを他地域に広げ、令和5年度以降早期に、区内全域での展開を目指していく。
- ・具体的には、令和4年8月頃より周知・利用者の事前登録の受付を開始し、10月頃よりセンターでの緊急対応の試行を行う予定である。

5 今後のスケジュール(予定)

令和4年	3月	第1回定例会	地域保健福祉審議会(検討状況)	専門家会議(素案)
	4月		福祉保健常任委員会	(素案)
	5月~6月		障害者団体、関係機関・事業者等意見交換、シンポジウム	(素案)
	7月		専門家会議、自立支援協議会	(案)
	9月		福祉保健常任委員会	(案)
	10月		案に基づき重点地域での試行開始、評価検証	
令和5年	1月		自立支援協議会	(試行状況、拠点機能の確認・合意)
	2月		福祉保健常任委員会	
	3月		区決定	
	4月以降		実施	

世田谷区の障害者の地域生活支援機能の強化のイメージ図

